

船舶事故調査報告書

令和3年6月23日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	のり養殖施設損傷
発生日時	令和2年11月1日 06時10分ごろ
発生場所	兵庫県東播磨港 ^{ふたみ} 二見地区南方沖 東播磨港 ^{べん} 別府東防波堤灯台から真方位145° 1.1海里付近 (概位 北緯34° 41.0′ 東経134° 50.9′)
事故の概要	プレジャーボート ^{しんどう} 進藤丸は、南進中、のり養殖区画に進入し、のり養殖施設の枠綱を損傷した。
事故調査の経過	令和2年11月12日、主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーボート 進藤丸、5トン未満（長さ7.95m）
船舶番号、船舶所有者等	260-30078兵庫、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	本船 なし のり養殖施設 枠綱に損傷
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北、風力 3、視界 良好 海象：海上 平穏 日出時刻：06時21分ごろ 常用薄明開始時刻：05時55分ごろ
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、同乗者2人を乗せ、GPSプロッターを作動させて東播磨港内を南進中、船長が、周囲に浮子を認め、のり養殖区画に進入したことに気付き、主機を中立運転としたものの、のり養殖施設の枠綱に船首部から乗り上げた後、舵板が同綱に引っ掛かって停船した。 船長は、のり養殖区画西方沖にいた多数の釣り船を避ける目的で、同区画西端の標識灯（以下「本件標識灯」という。）を左舷方に見て同区画寄りの海域を航行するつもりであったが、釣り船に意識を向けた状態で標識灯を確認したので、「本件標識灯の東側の標識灯」（以下「本件東方標識灯」という。）を本件標識灯と思い、本件東方標識灯を左舷方に見て航行したと本事故後に思った。 船長は、のり養殖区画の位置を示す線等をGPSプロッターに入力していなかった。
分析	本船は、南進中、船長が、釣り船を避け、本件標識灯を左舷方に見て航行しようとした際、釣り船に意識を向けた状態で標識灯の確認を行う中、本件東方標識灯を本件標識灯と思い、本件東方標識灯を左舷方に見て航行を続けたことから、のり養殖区画に進入し、のり養殖施

	設が損傷したものと考えられる。
原因	本事故は、夜間、本船が南進中、船長が、釣り船を避け、本件標識灯を左舷方に見て航行しようとした際、釣り船に意識を向けた状態で標識灯の確認を行う中、本件東方標識灯を本件標識灯と思い、本件東方標識灯を左舷方に見て航行を続けたため、のり養殖区画に進入したことにより発生したものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 <ul style="list-style-type: none">・ 船長は、航行中、特定の方向にのみ意識を向けることなく、常時、周囲の適切な見張りを行うこと。・ GPSプロッターを備えた船舶では、GPSプロッターに養殖区画の位置を示す線等を入力し、船位の確認に有効活用すること。